

書評

甘露純規 著

## 『剽窃の文学史 オリジナリティの近代』

高橋昌子

明らかにされていることである。

本書は、明治初期から明治三二年（著作権法が制定された年）までの著作物剽窃にかかわる問題の推移を論じたものである。それはオリジナリティという認識が獲得される過程と背中合わせだったと著者は見ており、表題もそれを示している。そして、オリジナリティとは差異である、という見解が剽窃論議の検討を通して導き出されている。

剽窃問題の様相がどのようなものだったか、本書の流れをおおまかにたどってみたが、まずは膨大な同時代資料探索の労に敬意を表したい。おそらく本書に示されている資料の何倍かの資料類に当たられることと思われる。「はじめに」で、著者は「テクストの差異」について、明治初期には、江戸以来の考え方や習慣と近代の著作権思想との間に葛藤が生じたことを見るなかで、「オリジナリティ」という差異、そしてこの差異に基づくテクストの作者への帰属というシステムが定着」することによって、紅葉なり漱石なり小説でメシを食う近代の作家が可能になった、というおおまかな見通しを示す。

このあと九章にわたって具体的な論述が進められるが、「第一章 仮名垣魯文剽窃訴訟事件」では、明治八年に出版された仮名垣魯文『現今支那事情』が、前年出版の永峯秀樹『支那事情』の無断借用である、と永峯から抗議を受けた問題を取り上げている。前者は後者の文をつぎはぎしたものであった。

また、本書を読み始めて面白く感じられるのは、明治初期の版権や剽窃をめぐる論争の成り行きがしばしば、まるで推理小説の結末のように「えつ？」という意外な展開をすることである。これも丹念な資料追跡によって

著者によれば、江戸期以来書物の「版株」は本屋が持つ

ており、借用や類版については本屋仲間の示談によって利害調整がはかられていた。明治になつてもそのシステムは温存されていたが、福沢諭吉によつて、版権を財産権として著者に帰属させるイギリス的版権思想が唱えられ始めた。版権問題が本屋仲間の交渉事から、國家や法が管理・裁定する事柄に移行してゆく動きの始まりである。魯文が「書き写し」や「抄録」という旧来是認されていたテクスト享受や再生産の認識にとどまつていたのに対し、永峯の方は版権思想に基づき「文白波」（文竇盗用）＝違法行為として魯文を訴えた。しかし永峯は敗訴した。現代の感覚からいえば「えっ？」という結果である。著者はこの結果について、禁止条例が未整備であり、また「模倣」を是認する旧来の剽窃觀がまだ強い説得力を持つていたため、と見ている。

この事件について著者は、福沢の主張したような、版権は作者に帰属するという考え方がまだ定着せず、出版者同士の争いだったと指摘する。のちの章でも著者は、版権がなかなか作者に帰属させられない様相を、出版者の利益追求とからめて見続けてゆく。

もうひとつ「えっ？」と思わせられるのは、訴えた永峯の『支那事情』も「歐米の書物からの抄訳物」だったことである。自分のことを棚に上げて人を訴える、この

著作権闘争に流れるもの何だったのか、考えさせられる。この永峯という人はどんな人物だったのか。「海軍兵学校の教官」だったということだが、そのボジョンと、「本屋の下請け職人」である戯作者魯文との間のある種の落差も気になる。この敗訴について永峯はどう反応したのだろうか。このあとはどんな著作をものしたのだろうか。「その後」を知りたい気持ちにさせられる。

「第二章 模倣と剽窃の間」では、新聞・雑誌記事の剽窃問題が扱われる。著者によれば、明治初期には新聞雑誌への「投書家」といわれるオピニオンリーダーが多数いたが、明治一六年頃に登場してきた「枕水漁史」という投書家は『明清名家奇文粹編』の文章を再三借用して投書を繰り返していた。それが剽窃として問題化され、てゆく成り行きが本章では追跡される。

当時は投書の種として使用できるような「種本」もいくつか出版されており、枕水の「借用」は、すぐれた文章の模倣を是とする漢学の文体觀などがまだ生き残っていた状況で行われたのもの、と著者は見る。が、この枕水には批判もあり、明治一七年、やはり投書家である可愛楼晴雪は枕水の借用を「古人の説をダンマリで奪」う

ものとして問題にした。また、枕水の借用は模倣が下手なところがいけないのだ、という反論もあったことを著者は紹介し、当時はどちらかというと権利次元より技巧次元で模倣や剽窃が問題にされ、下手な模倣が剽窃とされた、と見ている。

著者は本章で、近代の文体觀は文体を模倣不可能なものと考えて漢学の文体觀を否定するものだった、としているが、「先人の文章に対して差異を生み出す」のが「理想的な模倣」だ、と著者が紹介する太宰春台の模倣觀は、著者のいう差異としてのオリジナリティ認識とどこか共通するようと思えるのは私の誤解だろうか。

それはともかく、この枕水の借用をめぐる批判合戦においても「えっ？」という展開がおこっている。枕水を厳しく批判した晴雪もまた種本を無断借用する人だったのである。こうした現象をどう考えればよいのか。モラルよりも利害意識が先行していたということなのだろうか。なかにかこの時期特有の文化状況・言論状況を見るべきなのだろうか。まだ新聞雑誌記事についての版権が確立していない時期の剽窃論議の追跡は、興味深いメディア状況を示してくれる。

聞記事などの転載誌があふれており、それに対しても、労するのことなく利益を得ている、という非難もあったことが紹介される。とにかく売ればいいというような出版業者の素早いしたたかさが彷彿としてくるのは、本書の資料の豊富さとサブカルチャーブルの効果的使用ゆえ、といえよう。

『東京絵入新聞』の続き物をまとめて転載する『絵入人情雑誌』は原紙側の許可を得て転載したことをうたつており、版権意識が出てきたことが見て取れる。本章では『東京絵入新聞』に連載された古川魁菴子「籬の菊」が『絵入人情雑誌』などに転載された様相を分析する。そして、連載時の語りにおける時間進行の特性が転載では使えないこと、また何重にも転載の転載（無断も多い）が行われる中で、物語内容や語りが微妙に改変されてゆくことを見ている。

しかし、版権思想に基づき、こうした転載を「盗み」と非難する論も現れ、やがて原紙から単行本への転載は明治一八年「内務省達第一七号」で禁止され、明治二〇年「版権条例」によって新聞・雑誌記事の転載許諾権が編輯者にあることが明記された。版権思想がしだいに法的に整備されていったことを教えられる。

て転載ものやダイジェストものが乱発されていた、とか、ニュースと創作の区別も曖昧だった、とか、記事の作者もはっきりしない、などという混沌としたメディア状況を教えられることである。そこにはある種の活力のようなものも感じられ、また、権力と結合した現代のマスメディアの支配的状況を問い合わせるヒントがあるようにも感じられるが、法的整備によって次第に秩序化されてゆく明治の言論出版状況を現代からどのように評価すればよいのか、考えさせられる。

#### 「第四章 饗庭篠村と内田魯庵」では、篠村の『当世

商人氣質』(明治一九年)が島江其磧『商人軍配団』な

どを種本として書かれたものであること、それは、「文体を模倣する力」が作家に必須のものとみなされていた江戸期以来の文体觀によつて書かれ、その文体觀から高く評価されたこと、が指摘される。その一方で内田魯庵は種本の使用に気付かなかつたらしく、『当世商人氣質』の文体の面白さを篠村の内面から発したものととらえて評価した。著者はこの魯庵評に「テクストを作者の思想が表出したもの」ととらえる人格権的な著作権思想との共通性を見ている。テクストを「作者という機能」に囲い込む魯庵のような批評が近代の主流となつてゆくが、

そこから脱するところに篠村文学再評価の可能性があることも示唆される。

作家の内面表白とする魯庵の近代的文体觀がビュフォンのそれと共に通する、と著者は指摘する。ビュフォンが當時どのように移入・紹介されていたか具体的に示されていないので関係がうまく把握できないことが少しもどかしいところであるが、ここまで読む限り、明治二〇年頃は模倣・類型の文体觀の方が有力であり、人格・個性思想の方がむしろ新奇な異物だったようと思えてくる。本書のこうした視角によつて、後者を重視した従来の近代文学史が揺さぶりをかけられているといえよう。

#### 「第五章 博文堂と偽版」では、博文堂から出版され

た末広鉄腸『二十三年未来記』に模倣書がいくつか出たこと、また同じく博文堂刊・鉄腸著『雪中梅』と同名の末広政憲著『雪中梅』が他の本屋から刊行されたことを取り上げる。明治二〇年、鉄腸と博文堂は政憲『雪中梅』を偽版として訴え、勝訴した。しかし、鉄腸の『二十三年未来記』も柳窓外史『二十三年未来記』の表題を模倣したものであつた、と著者は指摘する。ここも「えつ?」と言いたくなるところである。

さきの裁判中、政憲はわざわざ『二十三年未来記』の

偽版と目されるような『二十三年後未來記』を出版したが、その内容は『二十三年未來記』を否定するものであり、著者はこれを、偽書をめぐる法廷外からの報復だつたと見ている。こうした模倣合戦のような様相を知らされると、相次ぐ偽版訴訟も一種の戯作的スタンンドプレーで模倣文化の再生産に寄与したのではないか、などと勘ぐりたくなる。著者はこれらのことと本屋間の熾烈な利益競争という観点から見つつ、一方で、鉄腸の『雪中梅』と『二十三年未來記』をかけあわせたような服部撫松『二十三年国会未來記』にも注目し、それを戯作的な趣向と見ている。本章も、模倣とは何なのか、剽窃は悪なのか、著作という精神的営為と出版という営利追求の複雑状態をどう捉えればよいか、など文学の内側と外側を同時に見つめ直す必要を教えられる。また、政治小説の偽版が繰り返されたことを見るなかで戯作や芝居などの横断性も指摘され、その活気ある享受様態を再認識させられる。

「第六章 東海散士『佳人之奇遇』偽版訴訟事件」は本書の一つのヤマだと思われる。明治二三年、散士は服部撫松『通俗佳人之奇遇』という本を自著の偽版として訴え、勝訴した。『通俗佳人之奇遇』側はより広い読者

に読めるよう平易に改作した、とするが、政治的主張を改變していることが訴訟の理由だったようである。つまり似ているから偽書だというのではなく、「意匠」を借りながら別物を作ったことが問題になつたケースである。著者はこの裁判の判決文の『佳人之奇遇』と題する小説に基き、其意匠と骨髓を探り、其字句と図画とを取り捨増減し、之れを通俗の小説に改様したる「意匠」に注目し、そこに「意匠」の濫用という新しい見解を見ている。そして柏木博のデザイン論とフェノロサの美術論を援用しながら、「意匠」とは「過去の再解釈」をとおして実現される「形式と内容を貫く」作品内部の「精密な相互関係」だとする。これは著者のオリジナリティ論に大きく与る概念だと思われる。続いて逍遙や蘇峰の「意匠」論を見るなかで、江戸以来の「趣向」が「先行テクストとの間に結ばれる関係を重視したのに対し、意匠はそのテクスト内部に作り出される関係を重視した」とまとめられる。フェノロサと逍遙・蘇峰の「意匠」論は先行テクストへの向かい方が幾分異なるようにも思われ、少しわかりづらい感じもあるが、この「意匠」概念を通じて著者は、テクストの「差異」化（それがオリジナリティ）の度合いを問題にする「美学的な思考」が採られ始めるとともに、戯作的な思考が衰退してゆくとい

う新たなステージを指摘する。

しかし模倣文化はそう簡単には衰滅しないことが第八章以降で明らかにされる。それを単に戯作的手法の名残りとしてではなく、すべてのテクストにかかわることとして考えようとするのが本書の意想だと思われる。

「第七章 田口卯吉『支那開化小史』偽版訴訟事件」では、歴史の分野でも「意匠」が問題にされたことを見る。著者によれば当時歴史書の剽窃は頻発していたが、一高教師明石孫太郎『新体支那歴史』が『支那開化小史』の偽版であるとして、田口は明治二四年に訴訟を起こした。「政治的な要因」を重視するギゾー文明史の影響を受けた『支那開化小史』に対し、『新体支那歴史』はスヴィントンを範として「社会全体の変遷を記述する」という編纂法を用いたものだったが、語句を無断借用していた。裁判では、「編制方法」(意匠)の違いを理由に田口は二審で逆転敗訴した。著者はこの裁判の過程をつぶさに追跡して、無形の意匠と有形の語句の関係議論をあぶり出し、剽窃問題の要点に迫ってゆく。それは次章に続く。

「第八章 模倣と剽窃の区別」では、樋口一葉『うもれ木』(明治二十五年)が鷗外『埋木』と露伴『風流仏』

を「巧妙にかけ合わせ」ながらそれを覆すような作品だったとし、そこに江戸戯作の模倣的作風を見ている。ここまで明らかにされたように、この頃はまだ模倣的手法が広く流布していたが、「意匠」「オリジナリティ」を重視する思考の登場とともに、一葉『うもれ木』の評価も低下していくことを指摘している。さらに明治三二年に制定された「著作権法」の「財産権」と同時に人格権もある」という考え方がある。同時期に書かれた斎藤緑雨の剽窃論にも流れていることを見、この時期にテクストと作者の内部との結びつきを重視する文体観が定着しつつあったことを指摘する。しかし、何を剽窃と考えるかにあたり、抽象的な内容・文体と具体的な表現・形態の区別はそれほど明確にできるものではなく、この区別の観念性の故に「テクストの利用は硬直化を免れている」(借用・利用できる余地がある)という。このことは現代にまで続いている、模倣・借用がすべてのテクストにかかわるという問題と、著作権法とのこすれを見ていく。

「第九章 翻訳と翻案の区別」では外国作品の翻訳と翻案について論じられ、ここでも、テクストのオリジナリティを重視する思考の台頭とともに「原作を正直に紹

介しない」ような「翻案」が「焼き直し」として批判されるようになる流れを見ているが、これらについても明治三二年ベルヌ条約に加盟し、著作権法によって原著作者、翻訳者にそれぞれ権利が認められたこと、翻案は剽窃として避けられたこと、しかし創作と認められるような「新機軸」を創出していれば許容されたことなどが捉えられ、この翻案解釈が「抜け道」となって翻案ものの横行は止まらなかつたと見る。

この中で、外国作品の舞台や人物を日本に置き換えた翻案作品が「不自然」と批判された議論を取り上げ、著者はそれを国民国家への回収と見る。「不自然」の議論と国民文学論の間にやや隙間があるようにも思われるが、本章では、翻訳・翻案に関わる法的整備とオリジナリティをめぐる内容議論が複合的に把握され、著作物の内容だけを読んできた従来型の文学史に対し、新たな角度からの文学事情把握を教えられる。

本書で扱われたさまざまなジャンルでの剽窃問題を通して、著者は、オリジナリティと剽窃が対立概念ではなく、ある種相対的で区別がむずかしい、それはすべてのテクストにかかることだ、と言っているように思われる。「あとがき」で著者は、バルトのテクスト論以降「オ

リジナリティの幻想性は喝破されていた」と言い、その問題意識と本書の剽窃論は重なつてゐると思われる。

著者は「補論『チーズはどこへ消えた?』盗作訴訟事件」で現代の盗作事件に触れ、「この事件は二一世紀を迎えるも、盗作事件のルールに大きな変更はないことを教えてくれる。批評や研究ではテクスト論の登場以降、オリジナリティに対するこだわりは、その幻想性が指摘され、すでに乗り越えられたかのように見える。が、ひとたび盗作事件が起きると、議論の前提として大きな力をふるうのが、明治時代に形作られたあの思考なのだ。」と言う。このことをどう考えればよいのだろうか。本書によれば、すでに明治初期の「意匠」認識において、オリジナリティは「過去の再解釈」を前提とする相対的なものと見られていたわけである。とすれば、近代のオリジナリティ幻想とは脱近代思考が仮想敵として作り上げたものではないか、とも思われるのだが。

すべてのテクストにはプレテクストがあるとするような相対論的テクスト論と著作権問題はどう切り結ぶのか。なぜ近代になって作者の思想や内面の不可侵性を重視する著作権思想が成立せねばならなかつたのか。社会や人間を物質的実体と見る法思想と、実体としての作者（人間）から作品を切り離して言語世界へ囲い込むテクスト

論とはどのような関係項として理解すればよいのか。そのような問題意識も喚起してくれるのが本書の特長といえよう。

出版業界という営利の世界、著作権という法の世界、人格や内面という精神世界、オリジナリティという表現の世界、などにおける問題が複合的に扱われ、どのようにそれを関連づけ、現代からどんな評価をすればよいかを考えさせられる、重い質量をもった意味深い著作である。(諸処で著者の真意を汲まない不正確な読みをしているかもしれない。御寛恕を乞う。)

(二〇一一年一二月刊、森話社、A5版、

四三八頁、三、六〇〇円+税)

(たかはし・まさこ／元三重大学)